

熊本市地下水保全条例見直し委員会運営要綱

制定 令和7年12月18日市長決裁

(趣旨)

第1条 本要綱は、熊本市地下水保全条例(平成19年12月25日条例第90号。以下「条例」という。)の見直しについて検討を行うため、熊本市附属機関設置条例(平成19年度条例第2号)第3条の規定に基づき、熊本市地下水保全条例見直し委員会(以下「見直し委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 見直し委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 条例の見直し内容に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、条例の見直しに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 見直し委員会は委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所流域治水課長
- (4) 熊本県環境生活部環境局長
- (5) 公募による市民を代表する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任をさまたげない。

(会長)

第5条 見直し委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は見直し委員会を統括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 見直し委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 見直し委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 見直し委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

5 会長が認める場合は、書面又はインターネットに接続された端末を利用して行う方法により会議を開くことができる。

(会議の公開)

第7条 見直し委員会は、公開により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公開によらず会議を行うことができる。

(1) 審議において熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条各号に掲げる情報を含む事項について審議する場合。

(2) 委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決された場合。

3 会議の傍聴手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 見直し委員会の庶務は、環境局環境推進部水保全課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、見直し委員会の運営に関し必要な事項は、会長が見直し委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月18日から施行する。